第１号意見書案

三大水門の早期完成と国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書

本府の西大阪地域には、安治川水門、尻無川水門、木津川水門が建設されている。これら三大水門は、昭和９年の室戸台風、昭和25年のジェーン台風、昭和36年の第二室戸台風による高潮による巨大な被害に鑑み昭和45年に一斉に整備された。当時、海水の市街地への流入を防ぐには、大阪湾に通じる全ての川に対策を講じる必要があったためで、その結果、過去最高潮位を記録した平成30年の台風21号に対しても機能し、試算では約17兆円の被害を防ぐことができた。

政府の地震調査委員会は、南海トラフ巨大地震が今後30年以内に発生する確率が80％程度であることを公表した。津波による被害が懸念されるが、三大水門は高潮のみならず津波被害の軽減策としても活用が可能である。しかしながら、発災時に津波の外力により水門が損傷し、開閉が困難となる恐れがあることが指摘されている。さらに、昭和45年の三大水門完成から半世紀が経過し、木津川及び安治川水門は余寿命10年未満、尻無川水門についてもその余寿命は長くはない。現在、木津川新水門築造工事が進んでいるが、高潮や津波を防御する為には、海につながる３つの川全てにおいて早期に対策を進める必要がある。

また、現在「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」による国土強靱化の取組みを国において推進しているが、当該期間は令和７年度が最終年度となっており、終了後においても各分野の対策を切れ目なく着実に推進していくことが必要不可欠である。

　よって国においては、次の事項について措置されるよう強く要望する。

１．大規模地震等が発生した際、現水門の劣化状況から推定した期限までに新水門が完成できなければ甚大な浸水被害が想定されることから、新たな三大水門の完成を可能な限り早期に実現できるよう、十分な財源措置を講じること。

２．「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」の期間終了後も、継続的かつ安定的に強靱化に向けた取組みを推進するため、「国土強靱化実施中期計画」を早期に策定し、その実現に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和７年３月　　日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

各あて

財務大臣

内閣官房長官

国土強靱化担当大臣

内閣府特命担当大臣（防災）

大阪府議会議長

中谷　恭典